

都内中小企業の皆様

公益財団法人東京都中小企業振興公社
デザイン経営支援事業

自社に合ったデザイナーを探す
新商品を開発したい！ 既存商品を強化したい！ 販促ツールを制作したい！

デザインコラボマッチング

依頼案件の募集要項

公益財団法人東京都中小企業振興公社では、都内中小企業（以下、「発注側企業」と表記）とデザイナー・クリエイター（以下、「デザイナー等」と表記）との協働を推進するため、デザインコラボマッチングを実施しています。

これに伴い、都内中小企業の皆様から、デザイナー等との協働を希望する依頼案件を募集いたします。本募集要項の内容をご確認の上、是非ともご応募をいただければ幸いです。

< 目 次 >

1. 概要	2
2. 募集する依頼案件について	5
3. 応募資格	5
4. 応募方法	7
5. デザイナー等の公募について	7
6. 書類選考について	7
7. 案件説明会について	8
8. マッチング会について	8
9. キックオフミーティングについて	9
10. デザイン費用について	9
11. 契約締結について	9
12. 注意事項について	9
13. その他	10
14. 事務局	10
参考資料	11

1. 概要

(1) デザインコラボマッチングとは

中小企業とデザイナーへ「デザイン経営」の浸透を図り、マッチングプロセスを介して「デザイン経営」の実務実行の一端を体験することを目的に、依頼案件を持つ都内中小企業と優れた提案力を持つデザイナー等が、協働のための出会いの場となるマッチングプログラムです。

公社事務局は、発注側企業（貴社）が創案した「事業企画草案」に対して、公募を使ってデザイナー等と企業とのマッチングを運用し、最適なデザイナー等の選考と選考されたデザイナー等と発注側企業との協業をコーディネートし、依頼案件の具体化への契約締結まで伴走します。

デザインコラボマッチングへのエントリーをきっかけに、デザイナー等との信頼関係を醸成する中で新たな気付きや発見をし、“自社の強み”を社員全員が見つめ直す機会となることを期待します。

(2) 募集対象

デザイナー等との協働を希望する都内中小企業（注：以下3.（1）～（3）参照）

(3) 参加費 無料

※マッチングへのエントリーからデザイナー等との契約に至るまでの経費等〔応募に関する郵便費用、事業所・工場見学会、マッチング会およびキックオフミーティングに掛かる通信費、交通費、滞在費、その他諸費用など〕は自己負担となります）

(4) お申込みについて〔随時受付〕

まずは下記 URL または QR コードからアクセスのうえ、〔お申込みはこちらから〕よりエントリーシートの入力画面に移行してください。すべての設問に回答いただき、〔申請〕ボタンをクリックしてください。以後、事務局より内容確認のヒアリングを行い、提出書類と合わせて受付の確認を行います。受付確認後、マッチングのエントリー完了となり、事務局がデザイナー等の募集を開始します。

※公社 HP のお申込みページはこちら↓

https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/design/matching_web.html



(5)デザインコラボマッチングのフロー

発注側企業

①依頼案件のエントリー

公社HPよりエントリーシートの提出

※ご提出後、事務局よりヒアリングを行います

約1週間

②デザイナー等の公募

公社デザインデータベースに登録のある
デザイナー・クリエイターに公募（約2週間）
※社名や個人名は伏せて公募いたします

約2週間

③書類選考

応募のあったデザイナー等のうち原則5社まで
書類選考を実施

約1週間

④案件説明会

③で選定したデザイナー等に対し、依頼案件の説明
や自社の紹介等を実施（対面またはオンライン）

約1週間

⑤マッチング会

③で選定したデザイナー等との個別面談を実施
オンラインで実施 1コマ25分

約1週間

⑥最終候補1社を選考

⑤の提案内容を受け、最終候補として1社を選定

約2週間

⑦キックオフミーティング

協働プロジェクトを開始するための初回のミーティングを実施
依頼内容や契約内容について協議 ※公社事務局も同席いたします

以降、業務委託契約書等の成約までは、事務局が両社の伴走をします。

デザイナー・クリエイター

あらかじめ東京デザインデータベースへの登録が必要です

①依頼案件へのエントリー

東京デザインデータベースより応募フォームへ入力

※過去の作品集等もアップロードいただきます

選定後、マッチング継続
の意思確認を行います

②依頼案件への具体的な提案

エントリー後、候補先として選定された場合、案件説明会およびマッチング会に参加
マッチング会は個別面談の場であり、自社の提案
内容を発注側企業に説明

※案件説明会、マッチング会の前後に発注側企業
と個別に連絡を取り合うことは禁止しています

選定後、マッチング継続
の意思確認を行います

6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15	6/16	6/17	6/18	6/19	6/20	6/21	6/22	6/23	6/24	6/25	6/26	6/27	6/28	6/29	6/30		
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
	① 依頼 案件 エントリ			事務局 から ヒアリング	ヒアリングと公募文案策				公募 文案 打ち 合わせ	公募 文案 企業了 承	② デザ イナー の 公 募	公募期間（案件によって長短あり）																③書類選考（最大5社）			
												約2週間																			
												①エントリー（東京デザインデータベースより）																			
																									公募 締 切						

7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10	7/11	7/12	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17	7/18	7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
デザイン ナーへ 意思確 認	④ 企業：事業説明会資料作成 約1週間						④ 案件 説明 会	約1週間						⑤ マッ チン グ 会	⑥ 企業：最終候補1社選考					最終 候補 決定	⑦ ③ 企業・デザイナーと日程調整の上、キックオフミーティング									
	デザイナー：面談準備・資料作成							② 具体的な提案							デザイナー：継続意思確認															

①秘密保持契約(書面化)→②企業から依頼案件の依頼内容の確認→③デザイナー等からの契約のための提案→④社内検討(企画提案費用・スケジュール等条件擦り合わせ)→⑤デザイン契約締結(書面化)→⑥協働開始→⑦契約の依頼事項の履行→⑧成果物の納品完了→⑨支払い

(6)感染症等の対策について

① 参加者様へのお願い[対面の場合]

イ 手洗いや手指消毒の徹底をお願いします。

ウ マスク着用は各自のご判断にお任せいたします。

その場合は、事務局より参加者にメール等でご案内いたします。

2. 募集する依頼案件について

以下に記載したものは、募集する依頼案件のイメージです(それ以外のものでも事務局までご相談ください)。

A/新商品・サービスの開発企画:自社の技術や経営資源を活かした新商品・サービスの開発企画デザイン依頼

B/商品・製品の改善改良企画:現行商品・製品の意匠、機能性向上のための *リ・デザイン依頼

C/販売促進ツールの制作企画:商品化のためのツール(パッケージや販促物、HP・Web などの)
コミュニケーションデザイン依頼

*リ・デザインとは、既存商品に新しい付加価値を加え、仕様・機能・意匠を「再設計」するデザインを指します。

【過去の成果事例より】



企画開発デザイン
(商品開発・パッケージ)



コミュニケーションデザイン
(キャラクター・ロゴ)



企画開発デザイン
(工業用機械)



コミュニケーションデザイン
(事業案内・カタログ)



リ・デザイン
(業務用製品の改良)

3. 応募資格

応募資格は、次の条件(1)～(3)をすべて満たす都内の中小企業者です※

(1)都内に主たる事業所を有し事業を営んでいること。また、中小企業基本法に準拠した中小企業者であること
(下記表を参照)

業 種	資本金及び常用従業員数
製造業・建設業・運輸業・その他の業種 (ソフトウェア業、情報処理サービス業含む)	3億円以下又は300人以下
ゴム製品製造業の一部	3億円以下又は900人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
旅館業	5,000万円以下又は200人以下
小売業(飲食業を含む)	5,000万円以下又は50人以下

※上記に該当する中小企業者でも、次の①～④に該当する場合(みなし大企業)は対象に含みません。

- ①大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有若しくは出資している場合
- ②大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有若しくは出資している場合
- ③役員の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
- ④その他、大企業が実質的に経営に参画していると考えられること

(例) ア. 大企業やその子会社等が過半数の議決権を保持する場合

イ. 大企業やその子会社等が議決権について指示できる場合

(2)次に掲げる事由をすべて満たすこと

- ① 依頼案件について、デザイナー等に対し、企画の発注を行う意欲がある中小企業者であること
- ② 案件説明会、マッチング会、キックオフミーティングに、申込み時に登録された事業責任者または事業担当者
が出席できること
- ③ エントリー以後の経過等に関して事務局に従い、誠実に対応すること。また、当公社が実施する事業等に関して
協力が可能であること
- ④ デザイナー等と契約締結した際、「契約書」の写しを事務局に提出が可能であること
- ⑤ 知的財産権および下請け取引に関する各種法令を遵守すること
- ⑥ その他事務局が提出を求める必要書類を期限内に提出できること

(3)次に掲げる除外事由に該当しないこと

- ① 法令に違反する、又は違反するおそれのある中小企業者
- ② 中小企業者が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条
第2号に規定する暴力団をいう。)であるとき又は法人等の役員等(個人事業主である場合はその者、法人で
ある場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴
力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)であるとき
- ③ 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を
もって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ④ 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的ある
いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ⑤ 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有し
ているとき
- ⑥ 公序良俗に問題があるもの又は社会通念上、不適切であると判断されるもの(風俗営業等の規制及び業務
の適正化に関する法律(昭和23年法律第121号)第2条に規定する風俗営業等)に該当するもの
- ⑦ 生活環境の保全及び公衆衛生に支障をきたすおそれがあるもの
- ⑧ その他事務局が不適切と判断するもの

4. 応募方法

(1) 応募方法

公社ホームページの「申込みフォーム」よりエントリーを行い、
下記提出書類と合わせて事務局までご応募ください。

エントリーページ→



(2) 提出書類及び送付方法

- ① 会社案内等(事業内容がわかる資料): E-mail 又は郵送ください
- ② 依頼案件に関する参考資料等: E-mail 又は郵送ください
- ③ 秘密保持等に関する誓約書(公社 HP からダウンロード): E-mail 又は郵送ください
※HP からダウンロードいただいた誓約書に「日付」「会社名」「代表者名」を自署いただき、スキャンデータをメールでお送りいただくか、現物を郵送ください(押印は不要です)。
※提出書類は返却致しませんので、予めご了承ください。

E-mail 送付先: design@tokyo-kosha.or.jp

※件名冒頭に、「【デザインコラボ マッチング】」と記載ください。

5. デザイナー等の公募について

申込みフォームに入力いただいた内容から企業・個人情報を抜いて、「デザインコラボマッチング募集案件」として、下記のデザイナー等に事務局から公募・公開いたします。

その後、公募内容を見たデザイナー等がエントリーシートを公社へ提出します。

東京デザインデータベース↓

・「東京デザインデータベース」登録デザイナー・クリエイター

※「東京デザインデータベース」とは、公社運営による
約 900 者のデザイナー・クリエイターが登録されているデータベースです



6. 書類選考について

デザイナー等から提出されたエントリーシートを基に、発注側企業が書類選考を行い、「案件説明会」「マッチング会」に参加してほしい候補先を選考していただきます(原則最大 5 社)。

※デザイナー等への選考結果についての連絡等は事務局から行います。

7. 案件説明会について

～対面方式／オンラインを選択いただけます～

案件説明会とは、「自社の概要や強み、得意分野」「依頼案件に関する経緯や展望等」についてデザイナー等（原則最大 5 社）に説明する機会のことを指します。実施方法については、**対面／オンラインのいずれかを選択いただけます**。オンラインでは伝えにくい「現場」「現物」を見ながらの説明を希望される場合は、デザイナー等に、自社の事業所や工場を訪問してもらい、事業説明や依頼案件の説明をしていただきます。対面方式を希望される場合は、申込み時のエントリーシートにその旨を記載ください。

※案件説明会の日程調整やデザイナー等への連絡等は事務局から行います。対面方式を希望された場合でも、感染症等の状況や天災、日程調整等の状況によりオンラインでの実施に変更する場合がございますので、予めご了承ください。

8. マッチング会について

【**原則オンラインにて実施します**】

マッチング会とは、書類選考にて選定した最大 5 社のデザイナー等との個別面談を言います。候補先のデザイナー等から自社の得意分野や依頼案件に取り組む際の視点等についてプレゼンテーションをしていただきます。

・発注側企業 1 社につき最大 5 社まで、1 コマ 25 分程度で個別面談を実施します

- ◆事前に「マッチング希望調査票」により最大 5 社を選定していただきます。その後、事務局が面談スケジュールを作成し、マッチング会当日の時間割・組合せをお知らせいたします。
- ◆面談では、依頼内容の詳細、要望などをご説明いただき、候補先デザイナー等からは制作範囲、制作活動の強みと実績などについて個別にお話しいただきます。
- ◆マッチング会終了後、デザイナー等のうち最終候補を 1 社選んでいただきます。
※選定いただいた最終候補のデザイナー等には事務局から交渉継続の意思を確認し、結果については事務局より後日、連絡いたします。
- ◆デザイナー等への通知は該当者のみに行き、公表はいたしません。
また、原則として、発注側企業 1 社につき最終候補 1(社)者とプロジェクトを進めていただきます。

お願い

※発注側企業がエントリーシートに記載する依頼案件の内容は、マッチング会でデザイナー等と面談を進める中で、提案範囲が広がったり、（予算検討によって）限定されたりするなど状況が変化することも想定されます。デザイナー等は「エントリーシート」の内容を踏まえてマッチング会に参加しますので、当初、提出された「エントリーシート」から著しく乖離する要望や、逸脱した進め方をされることのないようご注意ください。

9. キックオフミーティングについて

キックオフミーティングでは、発注側企業と最終候補に選定されたデザイナー等の両方で、依頼案件におけるデザイン提案に関すること、契約に関すること、今後のスケジュール等について打合せを行います。

(打合せ内容は、11 頁の参考資料デザインコラボマッチング「初回打合せ」確認事項をご覧ください)

※実施場所は、原則として発注側企業の事務所を予定しておりますが、感染症等の状況や天災、日程調整等の状況によりオンラインでの実施に変更する場合がございます

※最終候補のデザイナー等への連絡等は事務局から行います

10. デザイン費用について

発注後に発生する業務や対価(費用)、支払い方法等については、キックオフミーティング等の場で双方で協議し、合意の上で契約書に記載してください。

※「エントリーシート」に記載された「デザイン費用の予算」欄は、発注側企業がエントリー段階で依頼案件の発注に充当できる総額(デザイナー等へ支払う予定総額)を必ずご記載ください。

11. 契約締結について

発注側企業とデザイナー等の両方で協議の上、必要な契約を書面で締結していただきます。契約内容として、次の内容を確認した上で協働を開始していただきます。

【契約内容】

- (1) 依頼範囲(どの範囲までを依頼するかなど)
- (2) トータル経費(デザイン／企画提案発注費、試作費、材料費の他、打合せのための交通費など諸経費を含む費用)
- (3) 成果物の知的財産の出願費負担と権利の帰属(不採用のデザイン／企画提案を含む)
- (4) 費用の支払い方法
- (5) 秘密保持 など

※合意した時点での契約書案(捺印前)のpdfを、発注側企業より事務局に提出していただきます。また、捺印後に締結した契約書を事務局にpdfにて提出していただきます。

※契約締結とその後の事業企画案件の協議/推進は、あくまで当事者間の判断と責任において行ってください。

発注側企業、デザイナー等が被ったトラブルや訴訟等に関して、公社・事務局は一切の責任を負わないものとします。

※専門家による助言が必要な際には、公社の設置する「法律相談」等を紹介することが可能です。

12. 注意事項について

デザインコラボマッチングへのエントリーに際して、別紙「デザインコラボマッチング誓約書」の内容をご確認・ご提出いただくとともに、記載事項を遵守していただきます。

13. その他

(1)コーディネータについて

デザインコラボマッチングは、デザイン発注にノウハウのある公社のコーディネータがサポート・プロジェクトの伴走支援を行います。ご不明な点がございましたら、事務局までご相談ください。

(2)デザイン活用ガイドについて

デザインの導入を考えている方、実際にデザイン活用を図っている企業の方に向けて

「デザイン活用ガイド」を発行しております。詳しくは、こちらをご覧ください。 デザイン活用ガイド⇒



(3)都の関連機関の活用について

機器利用の希望や相談等がある場合には、公益財団法人東京都中小企業振興公社の専門相談員や下記の関連機関をご案内します。

【意匠、商標、著作権、特許等知的財産関連の相談】

東京都知的財産総合センター

住所 〒110-0016 東京都台東区台東 1-3-5 反町商事ビル 1 階

電話 (03)3832-3656

URL <http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/>



【機器利用、技術相談等】

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

技術開発支援部 製品化支援グループ

住所 〒135-0064 東京都江東区青海 2-4-10

電話 (03)5530-2150



14. 事務局(書類提出先・問合せ先)

(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援部 生産性向上支援課

デザインコラボマッチング事務局

住 所 〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎 5 階

電 話 (03)3251-7917

E-mail design@tokyo-kosha.or.jp

参考資料 デザインコラボマッチング「キックオフミーティング」確認事項

1. 配布資料の確認(発注側企業・デザイナー等に活用していただく資料です)

「発注側企業向け募集要項(本資料)」「デザイナー等向け募集要項」「秘密保持等に関する誓約書」
「デザイン活用ガイド」「東京都知的財産総合センター事業案内」

2. 「キックオフミーティング」実施の目的について確認(初回打合せ時は未契約の状態です)

目的: デザインコラボマッチングに関し基本的打合せを行い、両者合意に導く

①両者で協力のうえ、下記の具体的討議を進めていただきます

- ・依頼内容、開発範囲、スケジュール
 - ・トータル経費(デザイン／企画・提案発注費・試作費・材料費・諸経費・総額確定・支払い方法等)
 - ・知財に関する権利帰属、出願費用負担の明確化 等
- ②両者が合意した内容は「契約書」に必ず明記ください。明記していただく重要項目は、主に以下に掲げるものとなります
- ・発注内容、開発範囲、完了迄のスケジュールの明確化。※契約外となるものを疎通しておく
 - ・トータル経費(デザイン発注費・試作費・材料費・諸経費・追加費用の扱い・総額確定、支払い方法)
 - ・知財に関する権利の帰属、出願費用負担に関して双方の合意 等

3. 「契約書」締結について

- ①事務局から書式提示はありません(「デザイン活用ガイド」例を参照ください)。知財関連については、必要に応じ知財センターのアドバイザーに相談を行い、内容の検討をお願いします。
- ②「秘密保持契約書」の締結は必須事項となることが多いため、「契約書」に含めるか別紙とするか話し合っ
て明確にしてください。
- ③今回の案件が他社の知的財産を侵害していないか、「先行意匠調査」で他社の権利を侵害していないこと
を確認する等、開発過程で両者が都度確認をお願いします。2024 年4月 1 日に改正意匠法が施行されて
います(事前配布の「デザイン活用ガイド」をご参照ください)。必要に応じて知財センターにご相談ください
- ④カタログ、HP 等のデザイン刷新に当たっては説明内容・数値表示・記載語(実質的製造業者の表示(製造
物責任(PL 法)等)に誤りがないか、著作権等を侵害していないか等、細心の注意で推進してください
- ⑤食品については、記載内容等についてご確認ください(東京都立食品技術センターをご利用ください)。
(2025 年4月 新食品表示法が施行されました)
- ⑥両者署名捺印前に事務局で内容確認をします。事務局宛てに事前提出(pdf)をお願いします
- ⑦契約締結(マッチング成立)は「初回打合せ日」から最長2ヶ月程度を目安にお願いします

4. マッチング成立後のお願い、扱いについて

- ①捺印済「契約書」の写し(pdf)を事務局へ提出してください(発注側企業に依頼)
- ②締結された依頼内容の履行に当たっては、両者が膝を交え討議を重ねて信頼関係を醸成し推進ください
- ③締結された依頼内容の履行スタート後は、両者の責任で推進してください
- ④履行上、必要に応じて、東京都産業技術研究センターの技術支援/試作開発支援、東京都知的財産
総合センターの知財相談等もご活用ください。